

I Cカード連絡運輸取扱規則の一部改正について（2026年2月27日九州旅客鉄道株式会社公告第21号）

I Cカード連絡運輸取扱規則（2015年9月九州旅客鉄道株式会社公告第4号）の一部を次のように改正し、2026年3月14日から施行します。

現行	改正
<p data-bbox="577 292 651 320">(前略)</p> <p data-bbox="143 384 584 413">(同一駅で再度出場する場合の取扱方)</p> <p data-bbox="125 429 1104 600">第42条 旅客がI C連絡定期券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間（券面に表示された有効期間内の場合は券面表示区間を除きます。）の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの出場処理を受けなければなりません。</p> <p data-bbox="125 616 1104 834">2 旅客が券面表示区間外の当社の駅で、又は券面に表示された有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において、I C連絡定期券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、旅客規則第295条第2項第1号に規定するその駅の入場料金を現金で支払い、カードの出場処理を受けなければなりません。</p> <p data-bbox="562 887 667 916">(以下略)</p>	<p data-bbox="1585 292 1659 320">(前略)</p> <p data-bbox="1153 384 1594 413">(同一駅で再度出場する場合の取扱方)</p> <p data-bbox="1135 429 2114 600">第42条 旅客がI C連絡定期券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間（券面に表示された有効期間内の場合は券面表示区間を除きます。）の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの出場処理を受けなければなりません。</p> <p data-bbox="1135 616 2114 834">2 旅客が券面表示区間外の当社の駅で、又は券面に表示された有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において、I C連絡定期券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、旅客規則第295条第1項第6号に規定するその駅の入場料金を現金で支払い、カードの出場処理を受けなければなりません。</p> <p data-bbox="1576 887 1682 916">(以下略)</p>